

**平成26年第1回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

平成26年3月13日（木） 午前10時00分 開議

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 専決処分事項の報告について（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について） |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 3 | 議案第19号 | 七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第20号 | 七戸町観光交流センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第21号 | 七戸町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第22号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町和田ダム利活用施設） |
| 日程第 7 | 議案第23号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村物産館等） |
| 日程第 8 | 議案第24号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町体育施設等） |
| 日程第 9 | 議案第25号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第10 | 議案第26号 | 町道路線の認定について |
| 日程第11 | 議案第 1号 | 平成25年度七戸町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第12 | 議案第 2号 | 平成25年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議案第 3号 | 平成25年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議案第 4号 | 平成25年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第15 | 議案第 5号 | 平成25年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第 6号 | 平成25年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第 7号 | 平成25年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第18 | 議案第 8号 | 平成25年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 |

(第4号)

日程第19 議案第 9号 平成25年度七戸町水道事業会計補正予算(第3号)

日程第20 予算審査特別委員会審査報告

議案第10号	平成26年度七戸町一般会計予算
議案第11号	平成26年度七戸町国民健康保険特別会計予算
議案第12号	平成26年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第13号	平成26年度七戸町介護保険特別会計予算
議案第14号	平成26年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
議案第15号	平成26年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
議案第16号	平成26年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
議案第17号	平成26年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
議案第18号	平成26年度七戸町水道事業会計予算

日程第21 議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第22 議案第28号 七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第23 議案第29号 七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第24 議案第30号 七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

日程第25 請願第 1号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願

追加第 1 発議第 1号 特定秘密の保護法に関する法律の撤廃を求める意見書の提出について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(15名)

議 長	16番	白 石	洋 君	副議長	15番	天 間	清太郎 君
	1番	听	清 悦 君		2番	岡 村	茂 雄 君
	3番	附 田	俊 仁 君		4番	佐々木	寿 夫 君
	5番	瀬 川	左 一 君		6番	盛 田	恵津子 君
	7番	田 嶋	弘 一 君		8番	田 嶋	輝 雄 君
	9番	三 上	正 二 君		10番	松 本	祐 一 君
	12番	工 藤	耕 一 君		13番	田 島	政 義 君
	14番	中 村	正 彦 君				

○欠席議員(1名)

11番 二ツ森 圭 吉 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	似 鳥 和 彦 君
総 務 課 長	瀬 川 勇 一 君	支 所 長 (兼庶務課長)	鳥谷部 宏 君
企画調整課長	高 坂 信 一 君	財 政 課 長	天 間 勤 君
会 計 管 理 者 (兼会計課長)	江 渡 慶 子 君	税 務 課 長	神 山 俊 男 君
町 民 課 長	森 田 耕 一 君	社会生活課長 (兼城南児童館長)	木 村 正 光 君
健康福祉課長	澤 田 康 曜 君	商工観光課長	田 嶋 邦 貴 君
農 林 課 長	鳥谷部 昇 君	建 設 課 長	米 田 春 彦 君
上下水道課長	天 間 一 二 君	教育委員会委員長	附 田 道 大 君
教 育 長	神 龍 子 君	学 務 課 長	田 中 順 一 君
生涯学習課長 (兼世界遺産教室長)	渡 部 喜代志 君	スポーツ振興課長	小 原 信 明 君
中央公民館長 (兼南公民館長・中央図書館長)	山 谷 栄 作 君	農業委員会会長	天 間 正 大 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	八 幡 博 光 君	選挙管理委員会委員長	古屋敷 満 君
選挙管理委員会事務局長	森 田 耕 一 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	八 幡 博 光 君	事 務 局 主 幹	古屋敷 博 君
---------	-----------	-----------	---------

○会議録署名議員

1 番	听 清 悦 君	2 番	岡 村 茂 雄 君
-----	---------	-----	-----------

○会議を傍聴した者（４名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（白石 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

したがって、平成26年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、3月6日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 報告第1号

○議長（白石 洋君） 日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号専決処分事項の報告について（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について）は、原案のとおり承認されました。

○日程第2 報告第2号

○議長（白石 洋君） 日程第2 報告第2号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号専決処分事項の報告について(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)は、原案のとおり承認されました。

○日程第3 議案第19号

○議長(白石 洋君) 日程第3 議案第19号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第20号

○議長(白石 洋君) 日程第4 議案第20号七戸町観光交流センターの条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号七戸町観光交流センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第21号

○議長（白石 洋君） 日程第5 議案第21号七戸町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号七戸町行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第22号

○議長（白石 洋君） 日程第6 議案第22号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町和田ダム利活用施設）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） お伺いいたします。

この指定管理者の募集は公募でやったのですか。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） お答えします。

こちらは公募による選定でございます。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） 公募による選定ですと、これは何社ぐらいの希望があったのか、その会社の名前も教えてください。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） お答えします。

1団体でこちらのしちのへ元気倶楽部のみでございました。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

1番。

○1番（听 清悦君） 指定管理者制度で、今後、わんだむらんどが今までよりもどういった点で利活用というか、そういう点で進むと思われるのか伺います。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） お答えします。

国道394号線の場合には、スキー場や家族旅行村、それからバラ園、さまざまございますので、今までもそれぞれが独立した形になっていた状態にありますので、その辺が一堂にそういうPRもできながら、その国道394号線を利用した人が、そのわんだむらんどで休憩したり、また訪れるようなPRの展開を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町和田ダム利活用施設）は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第23号

○議長（白石 洋君） 日程第7 議案第23号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村物産館等）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番。

○9 番（三上正二君） この話は指定管理の全てにおけるのですけれども、きのうも予算審査特別委員会のときに発言ありましたけれども、わんだむらんどについては公募でやっている、これもそうなのですか。例えば、そうでないとするならば、これだけでなく例えば美術館とか、そういういろいろながあると思うのですよ、いろいろな形で、そういうものは、これは町長から聞いたほうがいいのか、もし、そういう形がないとするならば、これからの方向としてどういう形で持っていくのか、先ほどのわんだむらんどではないけれども、1社しかなくても、皆さんに公募する形で希望者がありましたということになって、例えば初めからわんだむらんどでもいいのですけれども、ここがいいというところだけが公募で上がってとしても、それは選定すればいいのですから、そういうふうにあるべきだと思うのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

これは地方自治法上、その行政処分だということで、いわゆる契約とか入札ではないということなのです。この指定管理者制度そのものが実はそういう目的を持って、指定したものにその管理をゆだねることができるという制度でありまして、それで当然その状況によっては公募も必要だと思いますし、例えばこの施設とかは、今回は公募によらずやったということですが、美術館なんかは当然もうよその団体がやっても、これは困るということで、認められた制度なのです。ですから、やっぱりその施設施設によって、そういった選択はしていくべきだというふうには思っています。ただ、おっしゃるように広く公募して、そこからふるいをかける、それで選定をすると、それはそれでいいと思いますが、今後については、いろいろ意見をいただきながらやっていきたいと思いますが、今回はこの施設については公募によらず、ふさわしい団体ということで設定をして提案したということでもあります。

○議長（白石 洋君） 9 番。

○9 番（三上正二君） 大体わかりますけれども、というのは、一つなら一つ、それは別に違法ということでは言っているのではないのですよ。ただ、そういう形でできるものがある、例えば1社しかなくても、また2社あったとしても、それはどちらがいいかというので当局側でこれは選定できるものですから、そうしないと、緊張感がないという言い方をすればいいのか言い方がわからないのですけれども、そういうことが、これについてはうちに来て当たり前だという形にならないようにした方がいいと思いますので、その辺は検討してください。要望で終わります。

○議長（白石 洋君） 4 番。

○4 番（佐々木寿夫君） 町長にお伺いいたしますが、この公募する公募しないという施設によってそうなのですが、ここには何か基準とか線引きについては、文書とか何かありますか。あるいはなかったらその基準みたいなものを教えていただきたいのですが。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 条例にもございます。今の場合は、条例によって一般的には公募をすることがあります。ただ、その中のただし書きで公募によらないで選定をすることができるということがあるのですよ。広い意味で判断をして、どの団体がふさわしいのかと、それから当然今までの継続ということもありますから、それによって判断をして選定をするということであります。

○議長（白石 洋君） 4番。

○4番（佐々木寿夫君） そういう判断が必要だということはわかります。ただ、そういう判断をした場合に透明性とか、公平性とか、その辺のところが疑念を抱かれないようにやる必要があるのではないかとということです。

以上です。

○議長（白石 洋君） 要望ですね。

ほかにありませんか。

1番。

○1番（听 清悦君） 産直友の会の会員から、このごろよく相談を受けて、つい一昨日もですけれども、道の駅も当然ほかの道の駅とかスーパーと競争になっていて、お客様に魅力がなければ人が来ないということから、価格はやはり高いよりは安いほうがみんな来やすいわけですから、小松菜を120円で出したら、今市場だと70円しているのに、これだと高過ぎるから出すと言われて、出せなくなって困っていると、そういった会長のほうが、ハウレンソウを120円を出していると、どうなっているのだということと相談を受けました。

前に道の駅にある七彩館のほうで、お客様からアンケートをとっている人をよく見かけたのですけれども、その会長が七戸の道の駅の野菜の値段が全般的に高いという根拠が、もしかしたら、そういったアンケートが根拠になっているのかなと思っているのですけれども、それについてアンケートをどこかに委託したとか、もし委託していれば、それはどういう結果が出たのかを伺います。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） お答えします。

そのアンケートというのはちょっとわかりませんが、産直友の会ではいつも、価格についてはスーパー等も見ながら適正な価格であるかという話し合いはされているというふうには聞いております。

以上です。

○議長（白石 洋君） 1番。

○1番（听 清悦君） 適性な価格といったときに、会長の主観的な感覚で高い安いを決めていいのかというと、高い安いを決めるのは、まず消費者だと私は思っているのですよね。高い値段設定して売れなくて結局はそれを廃棄しなければならなくなる、そうなったときに、その価格をつけ直すのは生産者なわけですね。

だから、今会員が困っているのが、そういったことで、高過ぎるから安くしろとか、出すなと言われると困るわけですね。だから、そういう役員会で会長にそこは一任して、会長が高いと思ったら、もうそれは指導していいということになっているのかどうか。会員がなかなかそれを直接言いにくくて、いろいろ相談に来ていると思っているのですけれども、私はやはり価格というのは、出す生産者と消費者の間に決まるべきものだと思うので、役員会でその価格を話し合って適正な価格というところで、決めたことをもとに会長が見て指導しているのかを伺います。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） 今、議員のおっしゃるとおり、役員会、取締役会もありますので、当然そちらのほうの中で適正な話が出れば、今言ったような話を議題にしながら、また適正に進むようにしていきたいと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

9 番。

○9 番（三上正二君） 今の件なのだけれども、そもそも価格をつけるのは誰がつけるのですか、生産者なのですか、役員会なのですか。まずその辺をお答えください。

○議長（白石 洋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） 一応それは生産者のほうが価格をつけてきて、その価格になるというふうに聞いております。

○議長（白石 洋君） 9 番。

○9 番（三上正二君） とすれば、今の話は理屈が合わないでしょう。会長が指導するとか、高く出しても、同じもので高ければその人のものは売れないのですよ。とすれば、値段を下げるか出さなくなるだけの話でしょう。まず、システムそのものをそういう形で役員会やっていますというけれども、それを行政のほうで認める事態がおかしいでしょう。違法行為をやっていることなのですよ。その辺はどう考えていますか。これからどうしますか。

○議長（白石 洋君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 20 分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

商工観光課長。

○商工観光課長（田嶋邦貴君） いまの三上議員のおっしゃったことで、そちらの部分については訂正させていただきます。役員会でもそういう話も出ますので、そういうときには意見等を言っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（白石 洋君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 22 分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村物産館等）は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第24号

○議長（白石 洋君） 日程第8 議案第24号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町体育施設等）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

1 番。

○1 番（听 清悦君） きのうの質問で大分理解が深まったのですが、1日の利用者数が平均すると400人、土日と夜間はシルバー人材センターに委託しているということでしたけれども、その1人平均400人のうち、午前8時から午後5時の日中の間の利用者の割合と、夜間の利用者の割合がどの程度かということと、その部分をシルバーに委託している部分で人件費が幾らだったのかメモし忘れたので、そこを伺いたいということ、それが1点です。

あと各団体との調整というところが、まずシルバー人材センターでは難しいという話でしたけれども、調整というのは同じ日時、同じ場所を使いたいというところがちがった場合、ではどう調整するかだと思うのですが、私も加工施設を予約するときに、先にもう申し込んでいれば後から申し込んだほうは、空いているところを探すしかなくて、実際そういう調整する場面というのがどの程度あるのかということと、実際どのように調整しているかを伺います。これが2点目。

指定管理者制度で、きのうでもやはりどういう方法で5人を採用するかということにも関心があったと思いますけれども、私も関心があるのですが、それについても、条件として町のほうからやはり町民を対象に公平に採用するようにというふうなことを条件につけているのかどうか、つけているとすればどういった条件か、これが3点目です。まず、

その3点について伺います。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えします。

まず、最初の日中・夜間の利用者の割合ということですが、今、ここにそこまで調べた資料を持っておりませんので後で回答したいと思います。

人件費に関しましても、細かい数字をちょっと積み上げなければならないので、即回答はできませんので、これも後にしたいと思います。

それから、次、調整でございますが、いろいろ使用に関しての電話等がございます。団体等の部分が多いのですが、まず、大会等を優先する形で調整を行っております。というのは、前もって予約はしてあったのだけれども、どちらが優先度が高いかということで、その辺は申込者同士の調整を図るような形でやっております。

それから、採用に関してですが、きのうも言われた部分ですが、七戸町在住の方を採用するように体育協会のほうに申し入れするつもりでおります。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

1 番。

○1 番（听 清悦君） 数字がないということですが、私のイメージでは、盛んにスポーツやっている方、例えば60歳未満の人は平日の日中仕事している人がほとんどなので、特に団体で平日の日中に体育館を借りて練習ということは相当私は想像しにくくて、利用者が余りない平日の日中に300万円近い給料をもらう人がそこで管理していて、どちらかというと、利用者が集中する夜間のほうに平日より忙しいところにシルバー人材センターの方が対応するとなったときに、どちらの負担が大きいかというとシルバー人材センターの方のほうに負担が大きいような気がするわけですね。

そこで、民間でできることは民間に、もう少し細かく分ければ高卒でもできることは高卒になるし、大卒でなければできないことは大卒というふうになる場合、シルバー人材センターの方でできることをわざわざ大卒までさせる必要はないと思っているのと、あとは、一旦採用された人が仮に22歳の大卒の人が期限なくずっと雇用といったときに、初任給と同じまま60歳の定年までそこで勤務するという前提で採用するのか、やはり町の職員のように年々給料が上がるということを認めた上で、採用していいということにしているのか、それによってもかなり違うと思っています。

あとはモチベーションの問題で、役場職員は課も異動すればいろいろな業務に携わることもできると思うのですが、大学卒業した人も想定しているとすれば、ずっと、ここだけで自分の一生の仕事をするということを考えた場合に、本人がどの程度モチベーションを保てるかというところに疑問があるのと。ここはあくまでもステップで、役場職員の採用試験を受けて、今度は町の職員になるということも私は考えられると思うのですが、まず今の点について、どのように条件をつけているのかを伺います。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えします。

まず、仕事の中身ということになるかと思うのですが、ただ単に留守番が業務ではございません。施設の管理、いろいろな部分がございます。運動公園の管理に関してシルバー人材センターの方々を今まで使っていますけれども、いろいろな指示等を職員が出すことになります。

また、体育施設等に関してもいろいろな部分で、ここが調子悪い、あそこが調子悪い、そのような部分も管理していかなければなりません。また、きのうも言いましたけれども、経理的に5,000万円ほどのお金を使うわけですが、それらの経理事務も当然やっていくことになりますので、ただ単に留守番という考え方にはならないかと思えます。

それから、給料の話ですが、きのう予算措置での設定ということでお話ししましたが、当然社会情勢に基づいた形でのアップは若干見ていくべきものと考えております。これは今後の話、財政との話にもなるのですが、初任給そのままということにはちょっと考えにくいというふうに思っております。

それから、最後にモチベーションというお話をされましたけれども、今まで役場の職員が仕事としてやってきて、ずっと継続されているわけですので、体育協会の職員も同じような形で、自分たちの考えで体育施設をよりよく管理していくように頑張っていけるかと思えます。また、指定管理以外にも、体育協会自体が体育振興という形でいろいろな事業を取り入れていくことによって、モチベーションが上がっていくものと考えます。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 1番、よろしいですか。

1番。

○1番（听 清悦君） 七戸町在住から採用ということなのですが、今までも議会で例えばUターン、Iターンをふやすにはどうするかという話もしてきたわけですが、もし、これが広くもっと前もって広報等で知らせておけば、今は大学で東京のほうへ行ったり、どこか会社に勤務しているとしても、この情報があれば戻ってきて七戸で働きたいという人もいたかもしれないので、今現在七戸町に住所がある人というふうに限定すべきなのか、別に町出身者も含めて、もう少し幅を広げて考えるのかという点を伺います。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） その部分については体育協会とも協議してまいりたいと思えます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

3番。

○3番（附田俊仁君） 指定管理を受ける団体のNPO法人の代表が同僚議員である田島

さんなわけですがけれども、定款を見ると、役員の欄に田島会長1名のみの登記になっているのですが、責任の所在といった場合に、会長1名の登記ということはそこに責任が全部集中するということにとらえられるのですが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えします。

登記の段階におきまして、会長が代表するので会長だけでよろしいという登記の事務の指導を受けました。そこで、実際には理事会が最高権限を持っていることになりますので、理事会の承認を得ないまま物事は起こせないというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（白石 洋君） 3番。

○3番（附田俊仁君） 指導機関の指導ものに進めてきたということですがけれども、その際に、議会の議員が会長になることについて、指定管理、業務委託、2種類あるわけなのでけれども、そのときに何らかの法的な規制とかはなかったのですか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えします。

県のほうとも相談した経緯はありますが、先ほども町長おっしゃったように、指定管理者制度の指定は請け負いではないと解されております。これは民法上の契約ではなく、行政処分という措置により公の施設の管理運営を指定した業者に行わせることを可能にした法律であります。よって、地方自治法の兼業禁止規定は適用されないというふうに解されております。これは県のNPO法人の担当課にも問い合わせた結果、そのように回答をもらっております。

以上です。

○議長（白石 洋君） 3番。

○3番（附田俊仁君） 最後に、通常我々が町の仕事をしようと思った場合には、当然のごとく利益相反行為ということが疑われまして、控えてくださいと、代表だけでなく取締役会からもおりてくださいという形なのですね。

今おっしゃったとおり、指定管理そのものは行政処分であって請け負い行為ではないので、それに当たらないとはおっしゃいますけれども、末端でやっている内容は何ら変わらないという現状があるわけですね。そのときに県の指導では、今は何ら問題ないとおっしゃいましたけれども、その辺の疑わしいところは発注者側の町はどう考えているのかという形の問い合わせは、あったのではなかったですか。

○議長（白石 洋君） 副町長、答弁。

○副町長（似鳥和彦君） 附田議員がおっしゃる利益相反行為ですか、それに該当するかどうかということですが、先ほどスポーツ振興課長も申しましたように、県はといいますか総務省の見解は、確かに指定管理は請け負いではないというふうに、総務省では通知しております。ただ、これは各地方自治体の問題であって、自治体の中には大きいところで

すけれども、いわゆる民法の632条を用いて請け負いではないが請け負いに準ずるみたいな形の規定をしているところがあります。ただし、これは営利的な取引ということでございまして、今回の場合は総務省も言っているように行政処分的一种ということでありまして、地方自治法の234条の契約はもうやらなくていいという形になっています。実際のところ、各地方団体でも公共的団体はいいとか、そういう形でただし書きしております。それは利益相反ではないという部分です。

この利益相反の場合は、指定管理の流れは、まず選定委員会で選定して、そして議会で議決するわけなのですが、当然退席してもらいます。利益相反の場合は、例えば公共的団体は除外しているというのは、今の場合の体育協会であれば体育協会の会員が選定委員になっていると、これは利益相反になる可能性は十分あります。役場の職員も文化協会とか体育協会とか、いろいろな団体に入るようにというふうに指導しておりますので、そして、町民と一緒に活動するように指導しておりますので、そうすると選定委員会が開けない可能性も出てきます。

したがいまして、この利益相反の部分にも該当しないと考えておりますので、それで今回は議案を上程した次第でございます。

○議長（白石 洋君） ほかに。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 行政処分で契約でないから兼業禁止には当たらないということですが、行政処分というのは、いわゆる行政行為ですから、議員というのはその行政処分が適正に行われているかどうかを監督したり管理する、私たちは責任を持っていると思うのです。だから、そういうふうな行政処分に対して、監督とか管理するそういう職種・業務になっている私たち議員が、まず監督する側と、今度は監督される側が同じだという部分に対しては、やっぱり一般的にそこに不透明さとか癒着とかという、そういうふうなものが、まず万が一発生する可能性もあるわけですから、どういうものですかね、この行政処分に対して、私たち議員がまず監督する責任を持っているわけで、その議員が両方に立場があるということから、答弁というけれども意見だな、こうなれば。いろいろ難しい問題が発生してくるのではないかと考えるのですが、副町長。

○議長（白石 洋君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） この指定管理者に関しては監査規定がございまして、監査委員が監査できるということになっております。監査委員が監査して、不正であれば当然議会に報告するわけですし、また、年に一度4月に入ってからになりますが、事業報告とかで行政もチェックできます。それから、今の場合、例えばこれは平成15年に最高裁判所が判決したのがありますが、社会福祉協議会の役員をいわゆる地方公務員法92条の2の議員がやっております、兼業規定に違反するかどうかという判決がありましたが、その中では、社会福祉協議会が町からデイサービスとかそういうのを受けて、実際事業を受けてやっていたわけなのですが、何ら問題がないという判決が出ておりますので、今回も問題

ないと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

9 番。

○9 番（三上正二君） 先ほど課長が、大卒を 3 名、というのは今までのシルバー人材センターとかそういうのでは対応できないと。役場の職員で今まで管理していたものだから、その程度のレベルでないと、という話でしたけれども、役場の職員でも高卒は初級ですよ、試験はね。大卒、短大から中級ですよ。では今までその体育協会で指定管理しようという形は、役場職員が管理しているのですけれども、中級となると課長クラスになる資格を持つわけですから、そういう人でないと、大卒でないとそこは管理できないのですか、高卒ではだめなのですか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えします。

それは予算作成上、そういう設定をしたものでありまして、大卒は 3 名採用することではありません。今現在、一般の社会人は大卒者が多分多数占めているのではないかなと思います。

○議長（白石 洋君） 9 番。

○9 番（三上正二君） そうなると話が全然違ってくる。予算を取る計算をするために大卒というけれども、大卒と高卒では初めから予算の取り方は違うのでしょうか、単価が違うからね、将来的な形で。大卒という形であれば大卒をとらなければならなくなるのですよ。じゃ簡単に言うと、大卒で予算を取りました、高卒で安いので使いました、そういうことですか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） 基本的に初任給設定をしていくわけですが、そのときに高卒と大卒とまぜた形での予算作成をしたということでもあります。

○議長（白石 洋君） 10 番。

○10 番（松本祐一君） お聞きしたいのですが、青森県内でも全国の例でもいいのですが、市町村議員、あるいは県議会議員、国会議員の方々がこういうふうな非営利団体の長になっている事例はありますでしょうか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） 実際にある町村で、副議長をなさっている方が代表者として指定管理を受けている例がございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

2 番。

○2 番（岡村茂雄君） 公募と先ほどからあったのですけれども、今回のを見てますと、公募をなぜしなかったのかというのを、それなりの理由もちょっと言っていましたけれども、やっぱり公募すべきこれは職種だと私は思うのですよ。もう随意契約みたいな感じで

いかなければならない職種だとは思えないのです。例えば、その中でそういう業務をやる中で南部縦貫株式会社でございますよね、ああいうところなんかはもう対象としては考えなかったのか、そういうのを例えば職員を新たに採用するわけですから、極端に言えば管理するところはどこでもできるというそういう解釈もできるわけですので、いろいろな業種を地元、よそのほうでは体育協会しかない地域はよく体育協会なりが受託してやっているというのを聞きますけれども、ここはちょっと違ひまして南部縦貫株式会社みたいな地元の業者もおりますし、また職員もそれなりに面倒を見るということなものですから、それでなくても町長が一番よく知っていると思いますけれども、南部縦貫株式会社の経営も今大変ななかでございまして、町長も職員たちを困らせないために何とかしてしばらく支援していきたいということを、よくよくおっしゃっていたものですから、その辺から考えても、これは誰が契約するかはちょっと、町長ですか、教育委員会ですか、その辺は私わからないのですけれども、その辺はどう考えるのか。

また、先ほど代表の話が出ていますけれども、これはどうなのか、どうしてもこだわらなければならないものですか、もし疑惑を持たれるとか、何か変に思われるのであれば、変えたらいかがでしょうか、そうすればすっきりすると思いますが、その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） まず、最初の点ですけれども、町内の主だったスポーツ施設ですので、一番ふさわしいと思いました。町内いろいろ団体があり公募でとなった場合に、手を挙げて果たしてやっていけるのか、一番精通して、それからもう一つが体育協会もそうですけれども、町内の全体のスポーツ振興というのも担っていると。ですから、今の場合もそれに向けては一番ふさわしい団体であるということで、公募によらずこういった手法をとりました。

それから、皆さんいろいろ心配されているみたいですが、まず法的には問題はないと。そして利益相反行為であるとか、そういったお話がありますけれども、最終的な権限というのは行政にあります。協定書を皆さんも恐らく読んだと思いますけれども、自分で決めていくというは幾つありません、決定していくものが。例えば、その施設を誰に使うのか、そういったものとか、料金も決める場合は行政への相談と。減免する場合、あるいはまた減額する場合、そういったものも全部行政へ相談ということになるのですよ。当然一番大きい項目がこの中にあるのですけれども、善管注意義務と、善良なる管理者の注意をもって、この施設の運営に当たらなければならないと、これが全てに網がかかるのです。今言った利益相反行為、例えば代表者が自分の身内とか何とかのところの取引とか、そういったものはこれにも引かかってくる。これに違反すると途中でも指定の取り消しということになりますので、きっちり監視はできると。それから、年度の始まる前に事業計画と収支の予算を出す義務があると、終わった後は事業の報告の義務があると、それでチェックすると。

それから、もう一つが合理化のためにやっているというか、一つは。ですから、今大卒とか、そういうお話がありますけれども、できるだけ人件費を抑えるよということで、やれる職種はそれなりにその人件費を抑えた形の採用というのは、これは求めていきます。そうしていかなければ、これは効果があらわれません。ですから、そういったことを考えてやっていけば、十分監視をして、その結果においては当然これは議会への報告ということにもなります。その辺でいろいろ心配されることあると思いますけれども、そういうチェックの体制というのがきちっととれるということで、十分安心してやれるというふうに思います。

○議長（白石 洋君） ほかに。

2 番。

○2 番（岡村茂雄君） 言っていることもわかりますけれども、何か裏返して言えば、体育協会に委託しなければスポーツ振興が図れないというような、そういう受け取り方もできますけれども、体育協会は体育協会で一生懸命やっていると思いますので、聞きますと、管理そのものは大したことがないような意味合いにも聞こえたのですが、なぜもう少し選択肢を広げなかったのかというのも、私一つ疑問があったわけです。

それから代表の話ですけれども、町長も副町長時代に親族の方が建設会社の代表をしているということで、議会でちょっと問題になって、それを道義的な問題ということでいったのです。法律違反ということではなかったのですけれども、それは会社のほうで自発的に代表者を交代したと、そういう経緯も実際あったものですので、その辺すっきりした形にしたほうがいいのではないかなという、率直な意見でございますけれども。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） この場合は、ですから請け負いではないと、いわゆる営利で特に今のスポーツ施設はほとんどそういう営利を目的とするような項目というのは何もないのですよ。だから全くその事例は全く違う関係。ただ、おっしゃっているのはいろいろわかりまして、今後については、いろいろ参考にしながら進めたいというふうに思います。

○議長（白石 洋君） 4 番。

○4 番（佐々木寿夫君） 行政処分だからということで、先ほどの私の議論の繰り返しをしませんが、この指定管理に自治体の首長や特別公務員を外している、そういう条例をつくっている自治体というのはありますか。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） 実際調べましたら、ございます。先ほど副町長が言いましたように、条例で規制をかけているけれども、公共的団体についてはその規制を外しているという例もたくさん見受けられます。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

1 番。

○1番（听 清悦君） その採用方法、それからいつどういった方法で募集をするのかという点と、どういう方法で選考するのか、筆記試験とか、面接・論文という役場職員を採用するような方法で採用するのかを伺います。それとその募集についてはどういう方法で知らせるのか、広報では間に合わないということでしたけれども、それ以外の方法でどういった方法を考えているのかを伺います。

○議長（白石 洋君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（小原信明君） お答えします。

実際の採用に関しては、私どもがするわけではなく体育協会が行うことになるかと思えますけれども、きのうもお話しありましたけれども、新聞の折り込みか何かでも周知したらどうかというお話もございましたので、その旨も今、体育協会と検討をしております。それに関して期間もございませんので、まだ日程は調整しておりません。きょう、もし議決を得たならば、午後にでも日程調整に入りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「あり」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 日程第8、討論がありますので、これより討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

3番。

○3番（附田俊仁君） 反対の立場というよりも、皆さんに問いたい案件ということで、この場をかりて発言させていただきます。

我々議員は、当然のごとく町的意思決定の最高機関なわけですが、ここの議会。その構成員たる議員ということで、町の執行に対して監視するという大きな責任を負っています。その中において、田島議員の今までやってこられた功績、これは多大なものがあって、本人に関して私がどうのこうのということはないのですが、しかしながら、その執行する町からの指定管理をやっていくということで、町民の得られるべきチェックという機能という利益が侵されるという状況になるのですね。この状況というのは町民にとっては非常に不利益に働くものと考えております。ただし、先ほども副町長がおっしゃったとおり、この議会の中で、もしそれが不利益に当たらないということを決定するのであれば、それはそれで私はいいと思うのです。ただ、議員の皆さんが個々にどう考えているのかということが非常に重要になってくるものですから、ぜひ皆さんに一考いただいて、このことがいいことなのか悪いことなのか、もし、これがだめだというのであれば、これは将来的に先ほど4番議員がおっしゃいましたが、条例をつくるなりして、この利益相反行為というもののについての厳密な対応というものを決めていくのが筋なのかなというふうに考えており

ます。

ですので、この反対討論という立場をかりまして、皆さんに御意見をお伺いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（白石 洋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番。

○10番（松本祐一君） 私は、賛成の立場で発言いたします。

先ほど、附田議員が述べられました、まさにそのとおりであります。しかし、田島議員は体育協会において多大な功績があります。振り返って見ますと、私も東京から帰ってきて二十二、三、朝野球もやりました。そのときの発起人みたいな感じで田島さんは朝野球協会を引っ張ってきてくれました。私も三十四、五ぐらいまでやりましたけれども、その間、私は体育協会において多大な功績があると思います。

また、彼はまた、先輩に対して失礼なのでけれども、ハンドボールをみずからやって、いろいろなリーダーシップをとってきたと。そういう意味においては私の生き方として、やっぱり功績のある人は、議員等を兼ねますけれども、功績のある方は認めてやるべきではないでしょうか。そして、もちろん無報酬だと思います。ボランティアだと思います。そして、どうか皆さん、いろいろな問題があるかと思いますが、長年にわたり40年ぐらいの貢献度があると思いますよ。それを否定するということは私の生き方としてはできません。そういう意味において、彼の功績をたたえる意味において賛成いたします。賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（白石 洋君） 次に、反対の発言の方はいらっしゃいますか。

4番。

○4番（佐々木寿夫君） 今の賛成議員の方は、いわゆる個人の資質や能力、今までの実績について話をしているわけで、私たちは今、ここで個人を問題にしているのではなくて、一つの仕組みをどういうふうにするのかという仕組みの問題を議論しているわけがあります。

仕組みの問題においては、行政処分というのは行政行為ですから、その監視をしたり、監督をしたり、そういうのが町民にかかわってやる議員の責務であるわけです。そういうふうな責務を果たしていく点でいかななものかと、あるいはまた町長は利益を生むことがないし、本人のその決定権もそんなにないというお話でしたが、やっぱりそういう職務であっても特定の議員とかということになると、それは他の人から疑われることもあるかもしれないし、また、そういうものが癒着とかという批判を招きかねないこともあるので、そういうふうな仕組みについては考えたほうがよいのではないかと。もちろん私は体育協会がこのような仕事をするということについては、その問題は感じないのですが、ただ今言ったような仕組みをきちんと確立すべきではないかというふうに考えています。

以上です。

○議長（白石 洋君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決をいたします。

本案について、採決については田嶋弘一君から無記名投票の要求がありますが、会議規則第82条第1項の規定により、出席議員2名以上の要求が必要となります。

したがいまして、無記名投票に賛成する者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(白石 洋君) 起立5名です。

ただいまの採決につきましては、田嶋輝雄君から記名投票の要求がありますが、会議規則第82条第1項の規定によりまして、出席議員2人以上からの要求が必要となりますので、記名投票に賛成する者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(白石 洋君) 起立4名であります。

したがいまして、本案の採決については記名投票、無記名投票によりたいとの要求が同時にありますので、会議規則第82条第2項の規定によりまして、いずれの方法によるかを無記名投票をもって採決することになっております。

準備ができるまでお待ちください。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時08分

○議長(白石 洋君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

念のために申し上げます。

記名投票によるを可とする方は賛成と書いてください。そうでないとする方は反対と書いてください。

それでは、席順に応じて投票をお願いいたします。

(無記名・記名投票の開始)

○議長(白石 洋君) 1番議員と2番議員に開票の立ち会いをお願いします。

(開票開始)

○議長(白石 洋君) それでは、投票の結果を申し上げます。

記名に賛成の方が5票で、反対の方が8票です。

もう一度申し上げます。記名でという方が5票、無記名でという方が8票でございました。

以上のとおり反対多数でございます。

したがいまして、本案の採決は無記名投票で行います。

○議長(白石 洋君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時18分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

これより、議案第24号を採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場出入り口閉鎖）

○議長（白石 洋君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、1番听清悦君と2番岡村茂雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（白石 洋君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

議会事務局長。

（投票箱点検）

○議長（白石 洋君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載してください。

それでは、順に投票をお願いいたします。

（投票開始）

○議長（白石 洋君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場出入り口開放）

○議長（白石 洋君） 開票を行います。

听清悦君、岡村茂雄君、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票開始）

○議長（白石 洋君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち賛成6票、反対7票。

以上のとおり反対多数であります。

したがって、議案第24号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七

戸町体育施設等)は、否決されました。

○日程第9 議案第25号

○議長(白石 洋君) 日程第9 議案第25号町道路線の廃止についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。11時30分まで。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時32分

○議長(白石 洋君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

先に、先ほどの質問がございましたスポーツ振興課長から答弁を求めます。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長(小原信明君) 町議員から質問のありました日中・夜間の割合ということでございますけれども、日中に関しまして、まず、天間林地区55、それから七戸地区が171、計226。それから夜間につきましては、天間林地区が46、七戸地区が142、合計で188ということで、日中のほうがトータル的には割合が多いということになります。

以上でございます。

もう一つ、シルバー人材センター等の委託にかかる経費は幾らかということでありましたけれども、予算として1,472万2,000円を計上しておりました。

以上でございます。

○日程第10 議案第26号

○議長(白石 洋君) それでは、議事に入ります。

日程第10 議案第26号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第1号

○議長(白石 洋君) 日程第11 議案第1号平成25年度七戸町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページから、16ページまでの歳入全般にわたり発言を許します。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 次に、歳出に入ります。

17ページ、1款1項1目議会費から、21ページ、2款6項1目監査委員費まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 次に、21ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、24ページ、4款2項3目下水処理費まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 次に、24ページ、6款1項1目農業委員会費から、29ページ、7款1項5目公園管理費まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 次に、29ページ、8款1項1目土木総務費から、32ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

9番。

○9番（三上正二君） 土木費、29ページから30ページにわたり、これは予算執行するに当たって工事を発注したりなんかしているのですけれども、そのほかに入札指名業者選定委員会の役割というのは何でしょうか。

○議長（白石 洋君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 今は工事の関係は一般競争入札で行っていますが、町が発注する工事を円滑に実施させるために、設計金額に応じて等級を格付けする作業を行っております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） 例えば、そのランクによって、手元に資料があるのですけれども、A級であれば土木の場合は6人以上、5人以上とか実務経験者とか、そういういろいろな規定があるわけですね、B級も同じですけれども。その場合は、一つの工事をやるには、それはそれで審査していいのですけれども、例えば期間がある中で、二つ、三つ取る場合は、その場合には例えば一つ取るためには、仮に言いますと、A級で1,500万円以上になると総合評価で720点以上と、土木であれば6人以上、A級は実務経験者が2人以上いなければという規定があるのですよ。これが一つの工事はいいのです。それで、次もまた入札があって取りました。そういう場合には、実務経験者とか、そういう人が不足になる可能性があるのですけれども、その辺はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（白石 洋君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 入札をして落札した業者は、担当課は財政課になりますが、工事の工程表とか現場代理人の届けとか、それらの書類を一式提出することになっております。

例えば、また別な工事でも近い時期に落札した場合、工事日程でダブるときがございますが、2年ほど前から現場代理人は2現場1名でいいということに法が改正されたみたいですが、それ以上、もし三つ目をとった場合は担当課のほうでチェックして、もうできないというふうに指導をいたしますし、あと実際現場代理人がいるかどうかわからないというときもございますので、例えば担当の建設課とかは随時工事の場所を見回りして監督しております。

以上でございます。

○議長（白石 洋君） 9番。

○9番（三上正二君） というのは、当然二つも三つも工事を取っているとき、これはあって当たり前なのですから、それはそれでいいとしても、ただ大手であれば、それはそういうことはないでしょうけれども、七戸町はそんなに大手というのはありませんで、ないわけではないでしょうけれども、ただ小さいところであれば、当然、技術者とかは不足がちになると思うのですよ、重なった場合に。そうすると、ややもすれば資格者

が足りない、ちょっとどこからは借りてくるという話もないわけではないと思うのですけれども、これは推測の域ですから、これは問いませんけれども、ただ、その場合のために書類審査はしているのでしょうかけれども、担当課でもこの委員会のほうでも、それは厳重にやっていると思うのですけれども、その辺はどうしていますか。

○議長（白石 洋君） 財政課長。

○財政課長（天間 勤君） お答えします。

その工事につきましては、建設業の例えば工事等の発注があればとりあえず担当課のほうに、いつ審査会、いつ工事入札ということでお知らせいたします。そうしますと、その後、担当課のほうからこういう工事がありますよというふうに財政課のほうに書類が提出されます。その後、副町長が審査会の会長でございますので、建設業者の審査会を開催いたします。その後、財政課で何月何日予定の条件付一般競争入札の公告をいたします。その後、公告して七戸町のホームページ等にも掲載いたします。その後、業者より参加申込書の書類が提出ということで提出されます。その提出された書類を財政課のほうでチェックいたしまして、これは適当だなということで入札の案内の通知を出しております。

ですから、そういうよそからということは、うちとしては考えにくいというふうに考えております。もし、例えばそういうことがあったならば指名停止等がございますので、厳重にその辺を審査したいと思っております。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、32ページ、10款1項1目教育委員会費から、40ページ、13款2項13目核燃料物質等取扱税交付金事業基金まで、発言を許します。

13番。

○13番（田島政義君） きょう教育費のところ、学校管理費のところ、尿検査の件を話したのですが、もう一つは衛生検査のことですので、尿検査の項目だけではなくて、空気とか水とか、よく生徒にお茶を持っていってくださいとかという学校もやっているみたいですが、それよりも空気清浄機とか、そういう衛生検査の項目を予算化してやってもらえればということですので、これ要望しておきますので、よろしくお願いします。

○議長（白石 洋君） 7番。

○7番（田嶋弘一君） 中央公園の管理費のところ、37ページ、ここのところで国道394号線が今バイパスができて、恐らく県のほうから残土ということで話があって、ふれあいセンターのところのくぼみを残土で処理して、後で駐車場なんかをつくるという話が、あちこちから耳に入るので、どのような形で動いているか、今の状況をはっきりでなくてもいいので、こういう予想ですということがあればお願いします。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

国道394号線の工事が今始まりまして、そこから相当大量の残土が出るということ

で、県から正式に要請がありました。処分するということで、ちょうど中央公園が駐車場が足りないということもありますし、池から西側のほうが余り使っていないということで、あそこを埋めて駐車場を広くしたいということで県と協議をして、今のところ工事の全体的な中身については県が調査をして、粗々の設計というのはでき上がっております。大体3万立米以上の土が入ってですね、面積的には、あそこは大体8,000平米ぐらい平地ができるというふうになっておりまして、県のほうは埋めて10センチぐらいの碎石を敷くと、その辺までやってくれるということであります。

当然あそこは水路が通ってますので、町の工事としては、いわゆる暗渠とかそういったものを入れて処理をして、その上に土をかぶせるということになりまして、これは大体平成28年ごろから具体的に工事が始まるだろうと、そう考えていまして、非常にいろいろな方面で利用できるということで期待はしております。

○議長（白石 洋君） よろしいですか。

7番。

○7番（田嶋弘一君） 町長は合併してから、双方の村長または町長のつくってきたものを一生懸命守ろうとして何とか頑張っている姿が見えるのですけれども、ここのふれあいセンターのあれも、駐車場ということだけではなく、環境的にできるのであれば私は、残土をそのままにした状況で、例えば屋内スポーツセンターもあるけれども、あそこで合宿みたいな形で宿泊する方々にしてみれば、例えばですよ、試合に臨むために1泊する方々もいて、もしその方々が例えばちょっと運動できるような形で、駐車場よりも、サッカーでもいいし、テニスでもいいし、そういう形で景観をもう少しきれいなものにしていってほしいなと思っています。駐車場といっても、大きい祭り事で言えば、冬のホワイトバトル、あとはウォータムフェスタ、それから夏まつりぐらいで、駐車場はさほど今の状況で間に合うと思いますので、できればこの約80アールの面積をスポーツができるような形で、ひとつお願いしたいなと私のほうから思うのですけれども、そういうふうに多目的なグラウンド的なものをつくっていただければいいのかなというふうに思うのですけれども、その辺どのように考えていますか。

○議長（白石 洋君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 具体的な用途は、まだ間がありますので、いろいろな意見をいただきながら、どうするかというのを決定していきたいと思います。

○議長（白石 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号平成25年度七戸町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第2号

○議長（白石 洋君） 日程第12 議案第2号平成25年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号平成25年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第3号

○議長（白石 洋君） 日程第13 議案第3号平成25年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号平成25年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第4号

○議長（白石 洋君） 日程第14 議案第4号平成25年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号平成25年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第5号

○議長（白石 洋君） 日程第15 議案第5号平成25年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第5号平成25年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第6号

○議長（白石 洋君） 日程第16 議案第6号平成25年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号平成25年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第7号

○議長（白石 洋君） 日程第17 議案第7号平成25年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号平成25年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第8号

○議長（白石 洋君） 日程第18 議案第8号平成25年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第8号平成25年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第9号

○議長（白石 洋君） 日程第19 議案第9号平成25年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号平成25年度七戸町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第10号から議案第18号まで

○議長（白石 洋君） 日程第20 議案第10号平成26年度七戸町一般会計予算から議案第18号平成26年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題といたします。

本件9件については、去る3月4日の本会議において、予算審査特別委員会に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員会より審査の結果報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長より審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長（三上正二君） 審査の結果の御報告を申し上げます。

3月4日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました。議案第10号平成26年度七戸町一般会計予算から議案第18号平成26年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月11日と3月12日の2日間にわたり慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（白石 洋君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第10号平成26年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第10号平成26年度七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成26年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号平成26年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成26年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号平成26年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成26年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号平成26年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成26年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号平成26年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成26年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号平成26年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成26年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

す。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第16号平成26年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成26年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第17号平成26年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成26年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号平成26年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

14番。

○14番（中村正彦君） ちょっと確認したいのですが、先ほど指定管理の案件が否決されました。しかし、予算では通っているわけです、可決されているわけですが、その整合性ということになれば、どういうふうになるわけでしょうか、その取り扱い。

○議長（白石 洋君） その取り扱いについては、一応こちらの日程を終了させてから、その議題に入りたいと思いますので、よろしいですか。

○14番（中村正彦君） わかりました。

○日程第21 議案第27号

○議長（白石 洋君） 日程第21 議案第27号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第22 議案第28号

○議長（白石 洋君） 日程第22 議案第28号七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第23 議案第29号

○議長(白石 洋君) 日程第23 議案第29号七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第24 議案第30号

○議長(白石 洋君) 日程第24 議案第30号七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第30号七戸町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○日程第25 請願第1号

○議長(白石 洋君) 日程第25 請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願を議題といたします。

受理した請願書は、お手元に配付した請願文書表のとおりであります。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議がありませんので、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これより、請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する議会運営委員会委員長報告は、不採択であります。

請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(白石 洋君) 起立多数です。

したがいまして、請願第1号特定秘密保護法の撤廃を求める意見書採択の請願は、採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 0時15分

○議長(白石 洋君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま佐々木寿夫君外2名から、発議第1号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(白石 洋君) 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

○追加日程第1 発議第1号

○議長（白石 洋君） 追加日程第1 発議第1号特定秘密保護に関する法律の撤廃を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

4番佐々木寿夫君。

○4番（佐々木寿夫君） 特定秘密保護に関する法律の撤廃を求めたいと思います。理由を簡単に言います。

一つ目は、何と言っても、何が秘密であるのか秘密の内容が国民に対して明確ではなく、それは各省庁が自由に決めることになるわけです。そうすると、自分が何の秘密に違反して罪に問われているかわからないという国民にとって大変恐ろしいものがあります。

二つ目の問題は、秘密の解除の期間が非常に長い60年間も各省庁が秘密にすると、実際問題としてこれは半永久的に秘密になる、こういう点でも非常に問題があると思っています。

三つ目の問題は、私は、特に一般の国民は関係ないといいますが、この秘密にかかわる業務の資格審査が大変大きな問題があると思っています。これは秘密にかかわる業務に携わる人の家族、親戚、友人、知人まで全部これは調べられることになります。現在でもその調査が行われている可能性もあります。

こういう点で、この特定秘密保護法案というのは非常に危険であり、言論の自由を守る観点から、マスコミ、演劇界、芸術家、放送界、宗教家、学者、文化人などからも、これに対する反対の声、危惧する声があります。したがって、特定秘密保護に関する法律は撤廃したほうが当然だと考えています。

以上で、提案理由といたします。

○議長（白石 洋君） これより、提出者に対する質疑に入ります。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（白石 洋君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、発議第1号を採決します。

お諮りします。

本案の採決は、起立採決といたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（白石 洋君） 起立少数であります。

したがって、発議第1号は否決となります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 0時27分

○議長（白石 洋君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

14番議員、先ほどの申し入れがありましたが、もう一度質問をしていただきますようお願いしたいと思います。

○14番（中村正彦君） 先ほど、指定管理の議案が否決されました。予算については可決されているわけであります。どちらを優先するのかというよりも、その整合性をお聞きしたいと思います。

○議長（白石 洋君） 副町長。

○副町長（似鳥和彦君） 予算がなければ事業を執行できませんが、予算はあっても使わなければいいことですので、今回の場合は、当局としては体育施設を指定管理したいという思いで予算を計上したので、片や単行案は今の場合は体育協会の代表者ということ、この部分が否決されましたので、予算は予算として残しておきたいと思います。年度中に再度形がまとまれば、また提案したいと思いますが、ただ、1点だけ、今の状況だと体育施設は稼働できなくなりますので、そこで、4月1日に、例えば賃金とかいろいろなものを専決処分が出てくるとと思いますが、その点は御了承いただきたいと思います。

○議長（白石 洋君） 14番議員、よろしいですか。

14番。

○14番（中村正彦君） 今の副町長の説明でわかりました。今の体育施設の指定管理に限らず、いろいろな指定管理があるわけです。このことについて、例えば12月議会で先に議案を提出して決めるというふうなことは可能か不可能かということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（白石 洋君） 町長。

○町長（小又 勉君） 可能であります。ただ、今回ちょっと遅くなった嫌いがあります。ですから、例えば採用でも非常にもう日にちがなくなっているということでもあります。再度仕切り直しということで、ある程度時間はかかると思いますが、一応それを目指していきたい。その時点で当然年度途中になれば減額での補正ということにもなるとしますので、あと専決処分があるということも御了承いただきたいということでもあります。よろしくお願いします。

○議長（白石 洋君） 14番議員、よろしいですか。

○閉会宣告

○議長（白石 洋君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

なお、陳情第1号並びに要望第1号はお手元に配付の陳情文書表により、資料配付いたします。

これをもって、平成26年第1回七戸町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午後 0時30分

以上の会議録は、事務局長八幡博光の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成26年3月13日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員